

保存版

次回の改訂まで大切に利用しましょう

2026年4月改訂 エコロ共済ガイドブック

♡♡ 組合員どうしの たすけあい のしくみ ♡♡



エコロン



エコロンは可愛いうさぎ？
逆にしてみると、差し伸べる手が
図案化されています。
困った時に手を差し伸べて、
たすけ合うという思いが
こめられています。

生活クラブ生協大阪
エコロ共済ホームページ



エコロ共済のお問合せ、給付の申請はエコロ事務局までご連絡ください

エコロ事務局	072-641-5811 (FAX 共)
受付曜日・時間	不在の場合は留守番電話に組合員コードと名前を入れてください。 又は FAX でご用件をお送りください。折り返し連絡させていただきます。

申請時に必要なので記入しておきましょう

あなたのお名前		組合員コード							
ブロック名		支部名		地区名					

生活クラブ生活協同組合大阪

目次

①	エコロ共済へようこそ・メッセージ P.1
②	エコロ共済で使う言葉 P.2
③	エコロ共済のケアについて・ケア者保険 P.3
④	エコロ共済の決まりごと P.4
⑤	掛け金 100 円の内訳 P.4
⑥	エコロ共済制度の一覧 P.5
⑦	イラストで見る制度の内容 P.6 ~P.7
⑧	申請のしかた P.8
⑨	活動保障 P.9 ~P.17
⑩	暮らしのたすけあい（日常的なたすけあい） P.18~P.19
⑪	暮らしのたすけあい（暮らしのサポート(福祉団体を利用する場合)） P.20
⑫	暮らしのサポートを利用するには P.21
⑬	助成する活動 P.22~P.23
⑭	連携する福祉団体 P.24~P.25
⑮	エコロ共済規約 P.26~P.27
⑯	エコロ共済細則 P.28
⑰	助成金運営管理規定 P.29

① エッコロ共済へようこそ



「エコロ」とは、イタリア語で「はい、どうぞ」という意味。エコロ共済は、「ちょっとお願い」「はい、どうぞ」というお互い様の関係でたすけ合う生活クラブ生協大阪独自のシステムです。

みなさんの毎月 100 円の掛け金は、

- ① 活動保障
- ② 暮らしのたすけあい
- ③ 助成金

これらの3つの柱で、たすけあいの仕組み作りと地域福祉の取り組みに充てられています。

「困ったときはお互いさま」「ありがとう」をバトンにして、たすけあいのつながりをひろげていきましょう。

メッセージ

**つなげよう！たすけあいのバトン
ひろげよう！たすけあいのしくみ**

目的は、地域の中で人と人とのつながいをひろげること

急速に少子高齢化社会へ向かっている日本、私たちのまわりも例外ではありません。家族のあり方も変わってきました。たいそうなことではないけど、ちょっとしたことを話し合える・頼み合える関係を作ることがいかに難しい社会になったことかと驚くばかりです。

私たちは、共同購入を通して社会にある問題を解決してきました。このエコロ共済も『一人ひとりが少しずつお金と労力を出し合い、組合員のいざという時を支え合おうよ。地域の人たちとつながっていこうよ』とその仕組みを社会に提案しています。

生活クラブ生協大阪では、安心して暮らせる地域づくりをめざしています。これからもそれを目標に皆で活動をすすめていきましょう。

② エッコロ共済で使う言葉

- 加入者 エッコロ共済に加入している組合員
- 共済事由 エッコロ共済の制度内で保障される事柄
- 組合員活動の定義 生協の加入をすすめる活動、各種委員会・集会、イベント、共同購入品の授受など。利用の現場から生協活動の参加までの領域が対象です。組合員に同行している家族と留守番している小学2年生までが含まれます。
- 活動保障 組合員活動を支援するための保障。組合員活動中に起きた事故を制度内の可能な範囲で保障します。
- 消費材 生活クラブでは消費者が使う立場から開発したものを「消費材」（しょうひざい）と呼び、商品（商いの対象）とは区別しています。
- 配達便 配達時に配達担当者に提出すること。支所までの提出手段。
- 暮らしのたすけあい 日常生活の中でちょっと困った時に利用できる保障です。加入者どうしてたすけあう「日常的なたすけあい」と連携する福祉団体を利用できる「暮らしのサポート」の2通りあります。
- ケア 日常生活を円滑にするための支援を指します。医療資格を必要とする看護や介護を含みません。
- ケア者 ケア依頼を受けてお手伝いをする人。共済加入者であれば誰でもなれます。日常的なたすけあいでは、組合員自身が探して依頼します。
- ケア金 「困った時はお互いさま」の気持ちで、加入者みんなからお礼としてケア者に支払われる給付金です。
- 助成金 地域で人と人をつなぐ関係づくりやたすけあいの活動に運営費などの費用を助成します。
- 行事保険 生活クラブ生協大阪が掛け金を負担して、組合員が安心して主催者としての企画活動や諸活動に参加できるように「行事保険」に入っています。行事保険は、企画や行事に参加した組合員や組合員以外の方が偶然の事故によりケガをした場合の保障や対人対物の賠償責任を負った場合の損害を補償する制度です。見舞金や賠償保険金が支払われます。
- エッコロ委員会 生活クラブ生協大阪の「C」（ケア）を担当する専門委員会。事由審査や申請書の確認などエコロ共済の自律的で円滑な運営を担っています。

③ エッコロ共済のケアについて

◆ 「ケア」って何？

組合員の中の「ちょっとお願い」「はい、どうぞ」という「お互いさまのたすけあい」を基本とした日常的な範囲でのお手伝いをいいます。

◆ ケア金とは

困った時はお互いさまの気持ちで、日常的なたすけあいに参加者みんなからのお礼として支払われるものです。個人のお礼金ではありません。

また、家事や託児などの労働の対価として支払われるものでもありません。

◆ ケアのルール

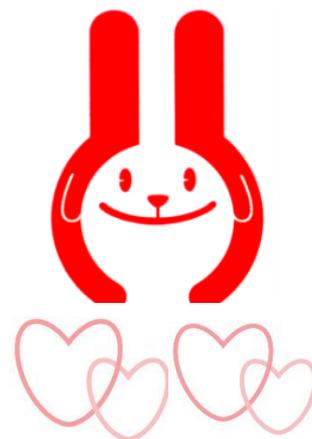
共済加入者であれば、誰でも、いつでもケア者になれます。加入者は誰もがたすける人であり、たすけられる人です。お互いが気持ちよくケアをしたり、受けたりするためにちょっとのルールを心にとめておきましょう。

◇ ケアを受ける時の注意点

- ケアをしてくれる人への感謝の気持ちを忘れずに。
お互いの立場を思い合ってたすけあいを進めましょう。
- ケアを頼むときは、相手にケアの内容を伝え、きちんと理解をとりましょう。

◇ ケアをする時の注意点

- ケアを受ける人の立場を思いやり、尊重し、やさしい心で接しましょう。
- プライバシーを守りましょう。
- 無理せず、自分ができるところを引き受けましょう。



ケア者保険について

安心してエコロ共済のケアをしあえるように、ケア中に事故が発生した場合に備えて「ケア者保険」制度があります。ケア者が出かけてから帰宅するまでの間を保障します。エコロ共済すべてのケアについて「ケア者保険」が適用されます。

事由が発生した場合は直ちにエコロ事務局へ連絡してください。（☎ 072-641-5811）

●ケア者が活動中に事故にあった場合の保障

死亡・後遺障害	300万円
入院日額	3,000円（180日限度）
通院日額	2,000円（90日限度）

●ケア者が活動中の事故により、対人・対物の損害賠償責任を生じた場合の保障

身体賠償	1事故期間中1億円
対物賠償	1事故期間中1億円

※ 提供した飲食物等に起因する法律上の賠償責任も対象です。

※ ケアに自動車が使われた場合の自動車事故は対象になりません。

④ エッコロ共済の決まりごと

エコロ共済申請書は配達担当者や地区の委員、またはエコロ事務局に請求してください。

- ◇ 加入手続き
エコロ共済申請書の加入に○をつけて配達担当者に提出してください。
- ◇ 効力開始 申請書が受理された日からです。
- ◇ 掛け金
月 100 円です。共同購入代金と一緒に請求されます。
- ◇ 給付金 共同購入代金と相殺されます。
但し、消費材の利用がない場合は支給されません。
- ◇ 共済の保障期間（契約期間）
3月21日より翌年の3月20日まで。
中途加入は申し込みを受けたその日から。
- ◇ 解約・更新・失効
解約は毎年2月末までに配達担当者へ申し出てください。
申し出がない場合、自動更新されます。
共同購入代金が未納の場合は効力が失われます。
- ◇ 時効
事由発生から1年が過ぎると給付金は支払われません。

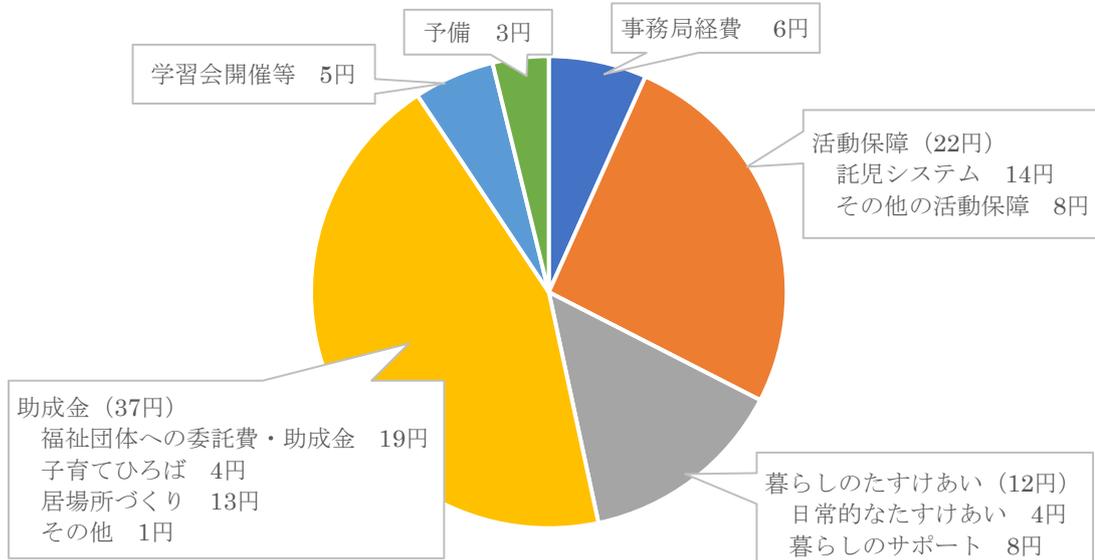
エコロ共済申請書	
申請内容 加入 ○ 取り消し □	申し込み日 年 月 日
組合員名	コード
電話番号	配達コード
取り消し理由	
チェック欄	
配達支所	配達担当

4月分請求書	
12週	○○○○
13週	○○○○○
14週	○○○○○○
15週	○○○○○
出資積立金	○○○○
ハグくみ	○○○○
4月エコロ金	100

⑤ 掛け金 100 円の内訳

私たちの掛け金 100 円はどのように使われているのでしょうか？
2025年度の予算を例にして、円グラフで表してみました。
活動保障や暮らしのたすけあいの給付、助成金は実績を基に予算化しますが、
年度により変動があります。

エコロ掛け金配分（2025年度エコロ事業予算案に基づき作成）



⑥ エッコロ共済制度の一覧

	保 障 制 度		頁
活動保障	配達当日の消費材の破損・汚損・盗難		P.9
	活動中の加入者および同居家族の事故（ケガ通院・入院）		P.10
	活動中の加入者および同居家族の対人・対物事故		P.11
	活動費・運営費の盗難		P.12
	活動に伴う託児費用		P.13
	委員活動、理事活動に伴う延長保育費用		P.14
	委員活動、理事活動に伴うケアを必要とする家族のケア費用		P.15
	お祝い制度		P.16
	健康診断補助		P.17
暮らしの たすけあい	日常的な たすけあい	生活支援・子どもの預かり	P.18
		共同購入のサポート	P.19
	暮らしのサポート（福祉団体を利用する場合）		P.20
助成金	エコロサークルの運営費、エコロ講座講師料、 リーディングサービス（CDの給付など）		P.22
	子育てひろばの運営費、居場所の運営費		P.23
	福祉団体への助成金		P.24～P.25

⑦ イラストで見る制度の内容

活動保障

P.10 不慮の事故による通院・入院



P.11 対人・対物事故の賠償責任



P.9 消費材の破損・汚損



P.12 活動費・運営費の盗難



P.17 健康診断



活動する
組合員を支える
しくみ

P.13 託児システム



P.16 お祝い制度



P.14 延長保育（委員対象）



P.15 ケアが必要な家族のケア費用
（委員対象）



暮らしのたすけあい

P.18 生活支援 子どもの預かり



P.19 共同購入のサポート



日常的な
たすけあい

P.20 暮らしのサポート

福祉団体を
利用する場合



助成金

P.23 居場所



P.22 エッコロサークル
エコロ講座



P.22 リーディングサービス



運営・活動の
支援

P.23 子育てひろば



P.24~25
福祉団体



⑧ 申請のしかた

1. 発生した事由に応じた申請用紙を準備します。

《入手方法は3つ》

- A) 配達担当者に請求してエッコロ事務局から取り寄せる。
- B) エッコロ事務局に電話して取り寄せる。
- C) 生活クラブ生協大阪のホームページからダウンロードし、自宅で印刷する。

エッコロ共済 生活クラブ大阪× 



制度を選んで
{申請書○-●}を
クリック

生活クラブ生協大阪のホームページ

2. 申請用紙に記入して、エッコロ事務局へ提出します。領収書など申請に必要な書類があれば、添付してください。事由が発生したら、できるだけ速やかに申請してください。詳細はそれぞれの制度のページを参考にしてください。

《提出方法は2つ》

- A) 配達便で提出する。（封筒に入れて）宛先は茨木本部 エッコロ事務局まで
 - B) FAXで送る。
エッコロ事務局（072-641-5811）
3. 申請内容が審査されたのちに給付金が支払われます。給付金を受け取るのは、申請した加入者またはケア者です。給付金は共同購入代金と相殺されます。

※消費材の利用がない場合は相殺できず支給されません。

例えばこんな場合は・・・

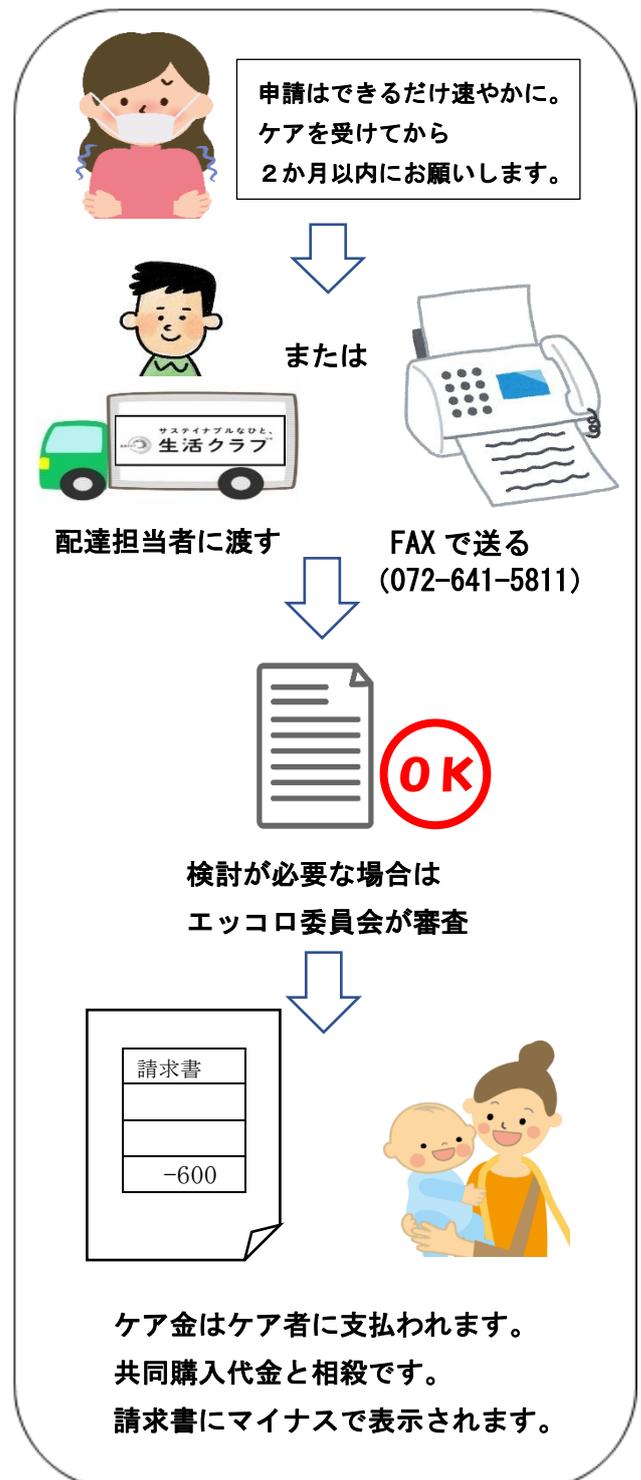


ケア者



依頼者（申請者）

具合が悪くなって病院に行く間、知り合いの組合員に子どもを預かってもらった



⑨ 活動保障

申請書⑨-1

【 制度 】	
配達当日の共同購入品の破損・汚損・盗難	
【 保障内容 】	
配達現場での消費材の破損・汚損・盗難で生じた被害実額（税込）を保障 年度内で5万円を限度	
【 補足 】	【 添付する書類 】
<ul style="list-style-type: none"> 動物による被害は申請できる。 分け合い中または配達場所で起きた場合、及び他者の物を運搬中に起きた場合も保障の範囲とする。 配達場所から自宅の戸口までに起きた事由を保障範囲とする。 	特になし
	・1階の配達場所から階上の自宅に運ぶ途中で消費材を落としてしまった。

【 申請用紙の記入例 】

申請書⑨-1

事由発生証明書兼請求書

記入日 2025年6月19日

配達当日の共同購入品の盗難・破損・汚損（本人請求）

名 前	組 合 員 コー ド
生活クラブ子	0 1 2 3 4 5 6 7

配達日	2025年6月12日水曜日	配達担当	豊川
-----	---------------	------	----

① 盗難の場合（年間限度被害総額5万円限度）

配達ミス・グループ内で分け合いミス等の確認を当日中に行ないましたか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
盗難発生場所	荷受け場所に置いてあったコンテナケースからお米の袋が抜き取られた

② 破損・汚損の場合（年間限度被害額5万円限度）

発生場所	
発生状況 ・どのような状況だったか (破損は玄関の戸口まで)	

③ 消費材名

品 名	数	価 格
米沢郷コシヒカリ5kg		3,523 円

④ 合計金額 3,523 円

上記内容を証明します。 配達担当職員署名 豊川 達男

※配達曜日の消費材・金額を確認の上署名をお願いします。

☆ 審査後、給付金は請求書にのります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	給付履歴・累計確認		受付
備考欄				

配達担当者のサインを
もらってください。

⑨ 活動保障

申請書⑨-2

【 制度 】	
活動中に加入者及び同居する家族が不慮の事故により入院・通院したとき	
【 保障内容 】 本人および同居する家族が活動中の不慮の事故で負傷、負傷入院したときの治療を保障 ・入院の場合 入院見舞金1万円と治療費 4万円を限度 ・通院だけの場合 治療費実費を保障 4万円を限度	
【 補足 】	【 添付する書類 】
・本人の居住する住宅内での事故は除く。 ただし、留守番の低学年児童(小学2年生まで)は保障の範囲とする。 ・補聴器・メガネ・コンタクトレンズの修理費も治療の範囲に含む。 ・重大な事由(死亡・後遺障害等)が発生した場合は生協の行事保険を適用する。	医療機関の治療費領収書
	【 事例 】 ・ブロック会議に出席して階段で足をひねり通院した。 ・親子企画に参加した時に子どもが骨折して入院した。

【申請用紙の記入例】

申請書⑨-2

事由発生証明書兼請求書

活動中に加入者及び同居する家族が不慮の事故により入院・通院した時

ブロック・地区	組合員コード	名前
千里ブロック・〇〇〇地区	0 1 2 3 4 5 6 7	生活クラブ子

事由発生証明書

負傷者名	生活クラブ子	年 齢	35 歳	続 柄	本人
病 院 名	千里〇〇外科	住 所	吹田市〇千里〇-〇-〇		
治 療 期 間	2025 年 10 月 16 日 ~ 2025 年 10 月 23 日				
傷害名と けがをし た時の状況	日付 10 月 16 日 企画名等 <u>伊賀有機生産者交流会</u> やさいBOXの野菜を使って料理し、みんなで試食するという地区の企画に参加しました。 大きくてしっかりしたカボチャだったので力を入れたところ、誤って包丁で指を切っ てしまいました。傷口が深かったので近くの外科に行き、縫合してもらいました。				
入院の有無	有・ 無	入院を伴う場合は見舞金 10,000円支給			
治 療 費	6,780 円				

上記内容を証明します。 活動主催者 田助 愛 印 印

☆ 入院を伴う場合、見舞金1万円+治療費4万円限度。
 ☆ 通院のみの場合、治療費実費4万円限度。
 ☆ 医療機関発行の治療費領収書のコピーを添付してください。
 ☆ 審査後給付金は請求書にのります。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

治療費領収書のコピーを忘れずに。

企画主催者の署名捺印をもらってください。

⑨ 活動保障

申請書⑨-3

【 制度 】	
活動中に加入者及び同居家族の責任で対人対物事故により賠償責任が生じたとき	
【 保障内容 】	
加入者及び同居家族の責任で活動中に対人および対物の事故で賠償責任が生じたときの治療費及び修理費を保障 5万円を限度	
【 補足 】	【 添付する書類 】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事由発生後速やかに（1週間以内）生協に連絡が必要。 ・ 対人の場合、相手は未加入者、非組合員でも可 ・ 5万円の上限を超える対人対物賠償は生協の行事保険を適用する。 	医療機関の治療費領収書・ 修理費領収書
	【 事例 】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の帰りに自転車が子どもと接触してケガをさせてしまった。 ・ 料理講習会に参加して、施設のお皿を割ってしまった。

【 申請用紙の記入例 】

申請書⑨-3

事由発生証明書兼請求書

記入日 2025年 7月 5日

活動中に加入者及び同居家族の責任で対人対物事故により賠償責任が生じたとき

ブロック・地区名	組合員コード	名前
千里ブロック・〇〇〇地区	0 1 2 3 4 5 6 7	生活 クラブ子

事由発生証明書

被害者氏名 及び物品名	生活クラブ子 お皿	住所 吹田市千里山〇-〇-〇 TEL 06-0000-0000
発生場所	〇〇〇公民館 料理室	発生日時 2025年 6月 18日 12時頃
活動内容	地区企画 豆腐の生産者交流会	
原因と状況	参加者で豆腐を使った料理を作り、試食の準備をしているときに隣にいた参加者にぶつかってしまい、持っていたお皿を落として割ってしまいました。 公民館にお皿の代金を弁償しました。	

請求額	治療費	円
	修理費	1,200 円
	合計	円

上記内容を証明します。 行事主催者 田助 愛 印 

- 治療費及び修理費あわせて5万円限度。領収書を添付してください。
- 審査後、給付金は提出した請求書にのります。

領収書添付欄

領収書の添付を
忘れずに。

企画主催者の署名捺印を
もらってください。

◎ 活動保障

申請書◎—4

【 制度 】	
活動費・運営費の盗難	
【 保障内容 】	
活動費・運営費の盗難により生じた被害実額を保障 10万円を限度	【 添付する書類 】
【 補足 】	【 事例 】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区行事での消費材販売での盗難は対象外 ・ 申請用紙に警察の盗難受理番号を記入して提出する。 	特になし ・ 帰宅途中に活動費が入ったバッグを盗られた。(ひったくり他)

【 申請用紙の記入例 】

申請書◎—4

事由発生証明書兼請求書
 記入日 2025年 2月 22日

活動費運営費の盗難

地区・委員会名	組員コード	名前
〇〇〇地区	0 1 2 3 4 5 6 7	生活クラブ子

事由発生証明書

盗難発生日	2025年 1月 22日		
盗難発生場所	吹田市千里山1丁目 自宅近くの露地		
届出の警察署	千里山南交番	盗難受理番号	第〇〇〇号
盗難状況	ブロック会議のあと、同じ会場でサステイナブル地区会議を開催し、午後3時頃に終了した。 用事を済ませて帰宅途中に自宅近くの露地でひったくりにあい、活動費が入ったバッグを盗られてしまった。		
請求金額	38,200円 (上限 100,000円)		

上記内容を証明します。地区代表及び委員長名 田助 愛 印 

☆ 審査後、お渡しします。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
審査要不要	必要・不要	記載内容確認	

警察署への届出が必要ですよ。

地区代表の署名捺印をもらってください。

⑨ 活動保障

【 制度 】	
活動に伴う託児費用の保障	
【 保障内容 】	
活動に伴う託児に関わる費用を保障 ・ 託児システムにかかる費用 (スタッフの活動費と交通費・会場費) ・ 託児システム負担金 100 円 (午後までかかる場合は 200 円)	
【 補足 】	【 添付する書類 】
・ 託児システムでは企画主催者が「託児名簿・報告書兼エコロ申請書」を託児リーダーに FAX 送付し、企画後速やかに領収書を添えて、エコロ事務局へ提出する。 ・ 組合員活動中の託児は、託児システムや延長保育制度の利用を原則とする。 ・ 個別託児の利用は加入者本人が申請する。	・ 託児活動費請求書兼領収書 ・ 託児室代領収書
	【 事例 】
	・ 地区企画の講習会に託児の申し込みがあり、託児システムを活用した。

【 申請用紙の記入例 】

生活クラブ生活協同組合大阪 託児名簿・報告書兼エコロ申請書(2025年4月～)

※託児名簿＝主催者は太枠をもちろなく記入し、開催2週間前に担当の託児リーダーに提出してください。

託児システムの申請は企画主催者です。 ⑬

日 時	2025年 12月2日(火)	託児時間 (開始からお迎えまでの時間)	10時～11時45分	託児の部屋 (退出時間)	和室 (12時まで)	洋室・ <input checked="" type="radio"/> 和室
企画名	LP講座 子育て世代の教育費		会場名・階	〇〇〇公民館 4階 第3会議室		その他連絡事項
主 催	ブロック・支部・地区・委員会名 千里ブロック 〇〇〇地区		主催託児担当者	連絡先(携帯・FAX) 生活クラブ子 090-0000-0000		

※スタッフ欄(チーフがいる場合○で囲む) * 下記のものを持参する人を必ず記入すること(スタッフ・主催者要相談・連絡)

託児スタッフ	宅司 紀子 ・ 田助 愛	持ち物分担	・おもちゃ	・シート
電話番号	宅司 080-0000-0000		スタッフ	不要

託児依頼名簿※エコロ共済加入者は、「エコロ」欄に○をつけてください。

NO	ブロック	地区	組合員名	組合員コード	携帯電話番号	子ども					
						なまえ(ひらがな)	年齢	性別	アレルギー	エコロ	出欠
1	千里	〇〇〇地区	仲間 つくり	xxxxxxx	090-0000-0000	ちひろ	2才10ヶ月	女	無し	加入	○
2	千里	〇〇〇地区	企画 いくよ	xxxxxxx	080-0000-0000	じゅん	1才6か月	男	卵	未加入	○
3							オヶ月				
4							オヶ月				
5							オヶ月				
6							オヶ月				
7							オヶ月				
8							オヶ月				

★託児終了後、名簿の出欠が確定したい太枠内をすべて記入し、2部コピーしてください。
1部は①～④の領収書を付けてエコロ事務局へ、もう一部は託児リーダーへ提出してください。
⑤のエコロ共済未加入者からの徴収額は、子ども一人につき100円

★託児活動費は1時間700円です

①託児の部屋代	1,800 円	スタッフ人数	2 人	子ども人数	2 人	エコロ申請対象人数	1 人	託児にかかった費用総計 <small>(①+②+③+④)</small>
②託児活動費	2,800 円	③交通費	1,260 円	④その他(消耗品など)		円	⑤徴収額	100 円
								5,760 円

申請書は個人情報保護の観点から
①、②+③、④の3つの領収書を添えて封筒に入れ、
エコロ事務局宛てに提出してください。

加入者の託児依頼では、
託児システム負担金 100 円を
エコロ共済が保障します。

⑨ 活動保障

申請書⑨—5

【 制度 】	
委員活動、理事活動に伴う延長保育費の保障	
【 保障内容 】	
委員を対象とする保障 委員活動、理事活動を支えるため幼稚園・保育園での延長保育費用を保障	
【 補足 】	【 添付する書類 】
<ul style="list-style-type: none"> 延長保育費は領収書の金額とする。 延長保育の利用は加入者本人が申請する。 ※委員、理事としての役割を持って参加する活動を対象とします。	延長保育領収書
	【 事例 】
	<ul style="list-style-type: none"> 委員会が午後までかかるので、延長保育を申請した。

【 申請用紙の記入例 】

申請書⑨—5

事由発生証明書兼請求書

申請日 2025年 7月 12日

委員活動、理事活動に伴う延長保育費の保障

下記 事由発生証明内容により、給付請求いたします。

依頼者氏名	地区	組合員コード							
生活クラブ子	〇〇〇地区	0	1	2	3	4	5	6	7

領収書貼付箇所	事由事項	証明内容
	発生日時	2025年 6月 26日 (水) 11時 ~ 14時
	給付金額 (延長保育費用)	750 円
	活動内容	〇〇ブロック企画「牛肉学習会」に、 地区委員として参加
	保育園・幼稚園 証明欄	上記の事由発生を証明致します 千里山ひまわり幼稚園  印

◎ 活動のための保育園・幼稚園の延長保育費用をエコロ共済から給付します。

◎ 延長保育費用の領収書を貼付箇所に貼り付けて、発生日時、給付金額、活動内容を記入してください。領収書がない場合は、事由事項、証明内容を記載し、保育園・幼稚園 証明欄に、署名・捺印をお願いします。

◎ 事由発生を証明するため、主催者の署名・捺印をお願いします。

上記内容を証明します。
(主催者)

氏名 **田助 愛** 印 

活動に参加する理事・委員が対象です。任意参加は対象としません。

領収書が添付できない場合は園の署名・捺印をもらってください。

主催者(申請者以外)の署名・捺印を忘れずに。

⑨ 活動保障

申請書⑨—6

【 制度 】	
委員活動、理事活動に伴う介護・見守り等のケアを必要とする家族のケア費用に関する保障	
【 保障内容 】	
<p>委員を対象とする保証</p> <p>委員活動、理事活動を支えるためにケアを必要とする家族がサービス団体を利用した際の費用の一部を保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食費とケア者交通費に関係する金額をのぞき、年度10万円を限度。複数回の申請も可 ・利用内容を審査の上、給付金額を決定（請求金額より減額されることがあります。） 	【 添付する書類 】
<p>利用明細が記入された領収書（コピー可）</p>	
【 補足 】	【 事例 】
<ul style="list-style-type: none"> ・家族が同居でなくても、加入者が日常的に介護・見守り等を行っている場合は保障の対象となる。 <p>《サービス利用団体について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携する福祉団体の利用を原則とする。 ・日頃利用している他団体がある場合や公共のサポートなどを利用する場合は、理事会で審査の上、保障対象とするかを判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会研修に参加する為に近くに住む親の見守りをお願いした。 ・地区会議に参加するため、親をミニデイに預けた。

【 申請用紙の記入例 】

申請書⑨—6

事由発生証明書兼請求書

記入日 2025年 11月 1日

委員活動理事活動に伴う介護・見守り等のケアを必要とする家族のケア費用に関する保障

下記 申請します。

組合員名	ブロックまたは委員会名	組合員組合員コード
生活クラブ子	〇〇ブロック	0 1 2 3 4 5 6 7

依頼した団体名	住所	TEL
NPO 法人 ほほえみケア	高槻市西町 18-22	080-8346-5363

利用ケアの内容	近くに住む親の通院の付き添いと、薬の受け取り、食事の支度のケアをお願いした
申請金額	12,800 円
	備考欄

事由事項	証明内容
発生日時	2025年 10月 15日 ~ 10月 15日 9時 00分 ~ 13時 00分
担当した企画、会議の役割	ブロック主催の生産者交流会 新規加入の組合員さんへのオリエンテーションを担当

上記内容を証明します。

氏名（主催者） **田助 愛** 月

活動に参加する理事・委員が対象です。任意参加は対象としません。

日頃から介護をしている家族であれば、同居に限りません。

領収書・利用明細のコピーを忘れずに。

主催者（申請者以外）の署名・捺印を忘れずに。

⑨ 活動保障

申請書⑨—7

【 制度 】	
お祝い制度（出産祝い・小学校入学祝い・節目祝い）	
【 保障内容 】	【 添付する書類 】
※加入者へのお祝い ・出産祝い 消費材 2,000 円相当を給付 ・入学祝い 2,000 円を給付 ・節目祝い 2,000 円を給付	
【 補足 】	特になし
① 出産祝いは生協加入後、加入者本人または配偶者が出産したとき （加入者が申請用紙で申請する） ② 入学祝いは加入者の子どもが小学校へ入学したとき （4月にエッコロ委員会から一斉配布される案内チラシで申し込む） ③ 節目祝いは加入者本人が還暦（60 歳）を迎える年 （9月にエッコロ委員会から一斉配布される案内チラシで申し込む） ※ ② ③ については、締め切り後は受理しない。	【 事例 】 ・里帰り出産後、帰宅して直ぐに 出産祝いの申請をした。 ・60 歳を迎えたので、その年の 9 月下旬に配布されたチラシ で申し込んだ。 ・4月に配布されたチラシで入学 祝を申請した。

【 申請用紙の記入例 】

申請書⑨—7

事由発生証明書兼請求書

記入日 2025 年 10 月 21 日

出産お祝い

下記 事由発生証明書により、給付請求します。

名前	地域	地区	組合員コード
生活クラブ子	〇〇ブロック	〇〇〇地区	01234567

事由発生証明書（出産祝い）

対象となるお子さんの生年月日
2025 年 8 月 26 日

注意事項

- エッコロ共済加入者本人または配偶者が出産した場合とします。

←

出産祝いとして、2,000 円
 相当の消費材が配達便で届
 きます。

共済加入者に対する出産
 祝いのため、多胎の場合で
 もお祝いは 1 セットにな
 ります。

⑨ 活動保障

申請書⑨—8

【 制度 】	
健康診断に伴う保障	
【 保障内容 】	【 添付する書類 】 成人検診の受診券と医療機関の領収書(領収書がない場合は検査報告)のコピー
加入者が日頃より健康に気をつけて、地域で元気に活躍できるように健康診断の自己負担金に対する補助 ・500円 ・自己負担が500円に満たない検診は実額補助 ・申請は1年度1世帯1回まで。 ・保障の対象は加入者本人または配偶者	
【 補足 】	【 事例 】 ・自己負担300円のがん検診を申請して、300円の補助を受けた。
【検診内容】 ・成人検診・ガン検診・人間ドックを対象とする。 ・自己負担がないものは対象外 ・歯科検診は含まない。	

【 申請用紙の記入例 】

申請書⑨—8

事由発生証明書兼請求書

申請日 **2025年 5月 11日**

健康診断に伴う保障

下記 事由発生証明内容により、給付請求いたします。

組合員氏名	地区	組合員コード							
生活クラブ子	〇〇〇地区	0	1	2	3	4	5	6	7

	事由事項	
領収書貼付箇所	検診日	2025年 4月 17日(火)
	検診時支払金額	8,400円
	補助金額	500円 (*500円以下の場合は実費補助)

➤ 成人検診・ガン検診・人間ドックを対象にする。

検診の窓口で支払った金額を記入してください。

領収書または検査報告書のコピーを忘れずに。

補助金は消費材の共同購入代金と相殺です。

10 暮らしのたすけあい

申請書⑩-1

【 制度 】		
日常的なたすけあい (お互いさまのたすけあい制度)		～ 生活支援 ～ ～ 子どもの預かり ～
【 保障内容 】		
加入者が日常生活で困った時のケアに対する保障 ・ケア者に1回600円のケア金給付 年度内利用20回12,000円を限度 ・利用範囲は加入者と同居家族とする。 日常的なたすけあい・暮らしのサポートの利用合わせて24,000円を限度		【 添付する書類 】
【 補足 】	特になし	
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアは困ったときのお手伝いであり、業者に依頼するようなサービス提供ではありません。 ・ケア者は加入者自身が探す。 ・ケア者はエコロ共済加入者であること。 ・申請は事由発生から原則2か月以内 ・別所帯の加入者同士であれば、家族間のケアも含まれる。 ※子どもの預かりは小学6年生まで 		
【 事例 】		
<ul style="list-style-type: none"> ・近くに住む実母に帰省中の庭木の水やりをお願いした。 ・妊娠中で体調が悪い時に幼稚園の送迎をお願いした。 ・体調不良のため、親の通院の付き添いをお願いした。 ・小学校の参観、懇談会に出席するために下の子どもを預かってもらった。 ・妊娠中で体調が悪い時に子どもを預かってもらった。 		

【 申請用紙の記入例 】

申請書⑩-1 については、エコロ共済ガイドブックをお読みください。
1回600円。申請限度額は、年度上限20回12,000円となります。

- 補てん金は、依頼を受けた組合員の共同購入代金と相殺します。(審査のため2カ月前後かかります。)
- 申請金額は、エコロ共済に加入している組合員の掛け金(100円/月・年間1200円)から充当されます。

下記 事由発生証明内容により、給付請求いたします。

太線の中は必ず記入してください。記入もれは受理できない場合があります。

依頼者氏名	地区	組合員コード	配達曜日・担当
生活クラブ子	〇〇〇地区	0 1 2 3 4 5 6 7	金曜日 豊川
申請事由事項			
申請日時	2025年 11月 1日(金)		
発生日時	2025年10月15日(火) 17:30 ~ 18:50		
お手伝いをした組合員の氏名と 組合員コード(あなたとの関係)	生活 花子 さん(同じグループ)		
	5	0	1 2 3 4 5 6
申請理由 なるべく詳しく記入してください。	体調不良で寝込んだときに夫と子供の夕食を作ってもらいました		

事務局記入欄

受付日 年 月 日 担当者

依頼者・ケア者ともにエコロ共済加入者です。

別所帯であれば、家族間のたすけあいも対象とします。

申請はお早めに。2か月以内をお願いします

ケアを受けることができるのは加入者とその同居家族です。

10 暮らしのたすけあい

申請書⑩-2



【添付する書類】

特になし

【 制度 】

日常的なたすけあい ～共同購入のサポート（消費材配達時のサポート）～
（お互いさまのたすけあい制度） ※2022 年度に一部改定

【 保障内容 】

加入者の消費材の預かり・注文書の提出など配達時のサポートをするケアに対する保障
ケア者に以下のケア金を給付

(1) 単発のサポート

- 消費材の配達翌日以降までの預かり 1 回 300 円のケア金給付
 - 注文書の提出（配達前日までに依頼）1 回 100 円のケア金給付
- ※妊娠、骨折などの場合は単発のサポートが使用できます。

(2) 定期的なサポート（消費材の受け取り、注文書の記入・提出が身体的に困難な加入者が定期的にサポートをお願いする。）

- 消費材の受け取りお届けに関するサポート（家の中までのサポートも含む） 1 回 300 円のケア金給付
- 注文書の記入・提出 1 回 100 円のケア金給付

※(2)は年度（3/21～翌年 3/20）ごとに登録し、登録時に申請者、ケア者連名の署名が必要。

申請は 1 ヶ月ごとにし、ケア者は変更可。ケア金給付は 1 ヶ月上限 1,000 円とする。

※(1)、(2)共に年度内利用 12,000 円を限度

日常的なたすけあい・暮らしのサポートの利用合わせて 24,000 円を限度

【 補足 】

- ケア者は加入者自身が探す。 ・ケア者はエッコロ共済加入者であること。 ・大型グループの利用は対象外。
- 申請は事由発生から原則 2 か月以内 ・登録はエッコロ委員会の承認を受けてから、提出日にさかのぼって対象とする。

【 事例 】

- 単発のサポート：旅行中で不在のため、配達された消費材を翌日まで預かってもらい、注文書も提出してもらった
- 単発のサポート：高齢の家族の介助で手が離せず、受け取りをお願いし、翌日まで預かってもらった。
- 定期的なサポート：注文書の文字が見えづらいので、注文の内容を相談しながら記入してもらった。
- 定期的なサポート：歩行が困難でヘルパーの支援を受けているが、配達時にヘルパー不在のため消費材を預かり届けてもらった。
- 定期的なサポート：個配で届いた消費材を運ぶことが身体的に困難なので玄関から冷蔵庫まで運んで入れてもらった

【 申請用紙の記入例 】

注文書の記入・提出1回100円
0円、年間12,000円です。
翌年3/20迄
組合員の共同購入代金と相殺します。（審査のため2か月前後かかります）

申請金額は、エッコロ共済に加入している組合員の掛け金（100円/月・年間1,200円）から充当されます。

下記 事由発生証明内容により、給付請求いたします。
太線の中は必ず記入してください、記入もれは受理できない場合があります。

依頼者氏名	地区	組合員コード	配達曜日・担当
生活 クラ子	〇〇南地区	0 1 2 3 4 5 6 7	金・豊川

登録 定期的なサポートを初めて申請する場合は をつけてください。
【ケアを依頼する理由、内容】
高齢で足が不自由なため、届いたお肉や牛乳を、近くに住む生協さんに玄関から冷蔵庫まで運び入れてもらいました。

申請事由事項			
申請日時	2022 年	6 月	1 日 (水)
ケア者氏名	生協 花子 さん		
組合員コード	5	0	1 2 3 4 5 6

事由発生証明年月日	ケアの内容に○をつけてください。	金額
2022年 5月 6日	単発のサポート 消費材の預かり/注文書提出	300円
年 5月 13日	定期的なサポート 消費材の受け取り・お届け/注文書記入・提出	1,000円
年 5月 20日	消費材の受け取り・お届け/注文書記入・提出	1,000円
年 5月 27日	消費材の受け取り・お届け/注文書記入・提出	1,000円
年 月 日	消費材の受け取り・お届け/注文書記入・提出	
合計		1200円

上記内容を申請します。
(定期的なサポートのみ)

依頼者署名 生活 クラ子 月 日
ケア者署名 生協 花子

依頼者・ケア者ともに
エッコロ共済加入者です。

申請はお早めに。
2 か月以内にお願ひします。

定期的なサポートについては
1 ヶ月の給付金額は上限 1,000 円です。
1,000 円を超える申請があっても
給付金額は 1,000 円となります。

11 暮らしのたすけあい

<p>【 制度 】</p>	
<p>暮らしのサポート（福祉団体を利用する場合） ※ 利用の方法はP.23で紹介</p>	
<p>【 保障内容 】</p>	<p>【 添付する書類 】</p>
<p>連携する福祉団体を利用する場合に費用の一部を補てんする生活支援・子育て支援・高齢者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入会金 ・利用1時間につき600円の補てん 年度内利用40時間 24,000円を限度 <p>福祉団体と依頼内容をよく相談の上、利用してください。</p>	<p>利用後にエッコロカードを福祉団体に提出</p>
<p>【 補足 】</p>	
<p>暮らしのサポートの利用には、エッコロカードを使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援 加入者本人の産前産後（各6週間まで） 病気・けが・入院時の援助 介護保険を外れる高齢者の援助 ・子育て支援（対象は小学校6年生まで） 送迎（塾・習い事は含まない） 自宅での託児 病児保育…熱もなく、容態が安定している場合のみ可能 双子でも年度内利用時間は40時間まで ・高齢者支援 65歳以上のエッコロ共済加入者への支援（家事・送迎・付き添い・見守り） 	
<p>【 事例 】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・骨折して自由が利かないため、掃除をお願いした。 ・病気療養の時に子どもの面倒をみてもらった。 ・病院の送迎と付き添いをお願いした。 	

【 エッコロカードの記入例 】

2026年度暮らしのサポート専用 エッコロカード【使用期限 2026年3月21日～2027年3月20日】	
NO.3 組合員控え	2026年度エコロカード(暮らしのサポート) 1時間 600円 NO.3
ブロック名 千里	地区名 ○○南 地区
利用者氏名 生活クラブ子	組合員コード 01234567
配達支所に○ 香里 門真 平野 茨木 豊能	
2026 年度 利用日 10月20日 用途 生活支援 ・暮らしのサポート	<p>利用日 10月20日 生活支援 ・子育て支援 ・高齢者支援</p> <p>〔内容〕 つわりがひどいときに、食事の支援とお掃除をお願いしました</p> <p>*福祉団体 ほほえみケア 印</p>

エコロカードは年度ごとの発行。利用回数は控えて確認してください。

利用後に記入して福祉団体のスタッフに渡してください。

12 暮らしのサポート福祉団体を利用するには・・・

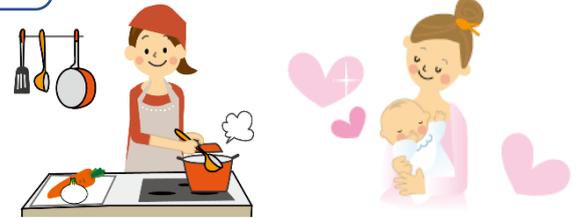
暮らしのサポートを利用するにはエッコロカードが必要です。

1. エッコロカードをエッコロ事務局に申し込んでください。
2. あなたの居住する地域の福祉団体へ電話を入れてください。
各団体の紹介ページ(P.26～27)で確認してください。
依頼内容を福祉団体とよく相談してください。

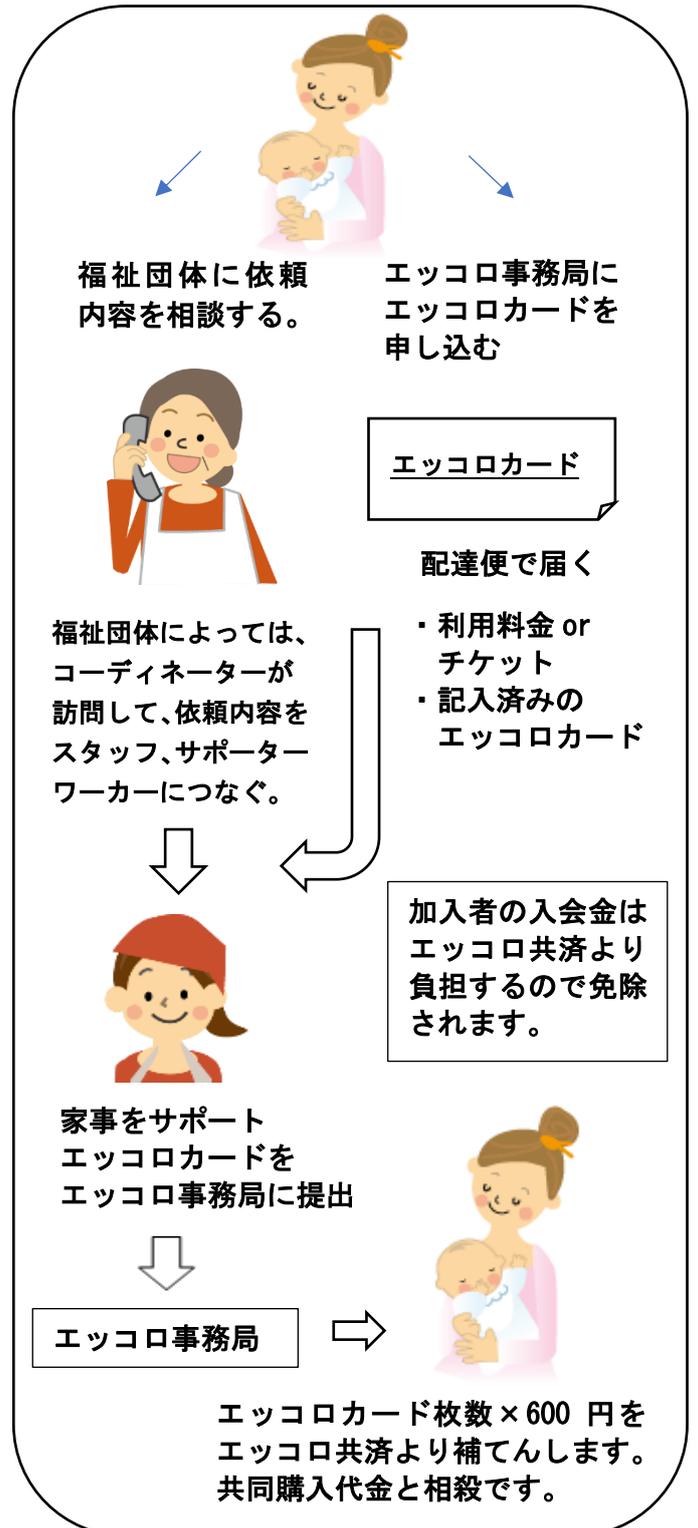
香里ブロック	大阪高齢者生活協同組合 ほっとステーション御殿山 Tel.072-898-0501
門真ブロック	W. co あひるポート Tel.070-1779-8399
平野ブロック	
千里ブロック	NPO 法人ほほえみケア Tel.080-8346-5363
茨木ブロック	
豊能ブロック	高齢者サポート みのおステーション Tel.072-786-9042

3. ケアを受けた後、エッコロカードに必要事項を記入して、福祉団体へ渡してください。
4. 福祉団体からエッコロ事務局にエッコロカードが提出されます。
5. 必要事項を審査のうえ共同購入代金と相殺します。
 - ・ エッコロカード1枚 1時間 補てん金 600円となります
 - ・ 提出の際はカード枚数に充分気をつけてください。

例えばこんな場合は・・・



出産して退院後に初めて暮らしのサポートを利用した。



13 助成金 ～ 助成する活動 ～

エコ共済の掛け金は、組合員の活動保障やケア金の給付以外にさまざまな地域福祉の活動に活用されています。生活クラブ生協大阪の福祉政策に沿って必要な活動へ予算化し、助成しています。

エコサークル

エコサークルは、エコ共済に加入している組合員の自主サークルです。食、子育て、女性、介護、環境など、同じテーマに関心を持った仲間と活動します。運営費を年間5,000円まで（実費）助成しています。

- ・メンバーは3人からスタートできます。
- ・エコ講座をエコサークルで開催できます。
- ・年度末に活動報告を提出します。

エコサークルで組合員同士の交流を深めていきましょう♪



現在、このようなエコサークルが活動しています。

- ・消費材のこと、環境問題、介護の話などで情報交換をしています。
- ・いろいろな手芸品を作り楽しんでいます。
- ・エコ講座を開催し、仲間同士で楽しく学んでいます。〔活動報告より〕

登録申請についてはエコ事務局にお問い合わせください。

エコ講座

エコ講座の講師は私たちと同じ組合員。

健康・食・子育て・福祉などをテーマに、エコ講座は組合員同士で「教える場」「学べる場」として開催されています。

講座に集い、学ぶことで暮らしをより良くし、お互いさまのたすけあいの輪を拡げていくことが目的です。

- ・親子で茶道教室
- ・耳つぼ体験
- ・アロマ教室
- ・生ゴミからの堆肥作り などの講座があります。

講師料、講師交通費、会場費※、託児費用を助成しています。

※エコサークルで開催する場合は会場費を助成します。

リーディングサービス

リーディングサービスは、視覚障がいのある方や高齢になって小さな文字が読みづらくなった方に、「生活と自治」を音読したCDを毎月、自宅にお届けするサービスです。リーディングサービスの利用者は、CDを聞くことで「生活と自治」の情報を受け取ることができます。利用者にCDの給付と音訳ボランティアへの支援をしています。

13 助成金

～ 助成する活動 ～

子育てひろば

子育て中の親子が遊んだり、おしゃべりしたり、自由に過ごしながら、地域でつながる場です。
子ども、親、子育てひろばサポーターがともに育ち合う「とも育ち」をめざして、子育て支援の活動をしています。
会場費や研修費など運営費用を助成しています。



ひろば名	日時	場所
ひらひら	毎月第 1、3 木曜日 10 時～12 時	枚方市岡本町会館 京阪枚方市駅 徒歩 3 分
	毎月第 4 木曜日 10 時～12 時	居場所よりみち 京阪バス「香里ヶ丘十丁目」下車すぐ
クレードル	毎月第 3 月曜日 10 時半～12 時半	玉櫛コミュニティセンター2 階会議室 4 阪急、モノレール南茨木駅 徒歩 12 分
ぼらん*ぼらん	毎月第 4 木曜日 10 時～12 時	レンタルスペース「すみれ家」 JR 摂津富田駅徒歩 1 分 阪急富田駅徒歩 5 分

居場所



よりみち



居場所よりみちは、地域の誰もが気軽に立ち寄って、自分を生かしながら過ごせるくつろぎの場所です。
子どもから大人まで多世代が交流し、つながり、助け合える、暮らしやすい地域づくりをめざしています。



WEB

Instagram

Facebook



所在地 枚方市香里ヶ丘9-9-1 D47-S02
(京阪バス「香里ヶ丘十丁目」下車すぐ)

開所日 月・水・第2&4金午後・第3土半日(2025年12月現在)

時間 10時～17時(昼休み13時～13時半)

利用料 大人100円、中学生以下無料

*エッコロ共済掛金より運営費の一部(家賃・光熱費など)を助成しています

みんなの居場所



2025年4月
千里ブロックに
OPEN!!

夏休み・冬休み・春休みの
お昼ごはんを提供します



心とおなかを満たせるところ

ほっとこは…

ホッとできる場所、
ほっともらえる場所
HOT(温かい)な場所 という意味

- ・ただ座っていられるところ
- ・ただ居るだけでいいところ
- ・多くの世代が交流できるところ

住所 豊中市中桜塚5-20-29
ガラクタハウス内



Instagram

- ・水曜日 13:30～17:00 通常開所
(祝日・お盆・年末年始除く)
- ・夏休み、冬休み、春休みなどのお昼ごはん
- 水曜日 11:30～17:00 開所(祝日・お盆・年末年始除く)
- 小学生以下 無料 高校生以上 300円
- ※提供する日はInstagramでお知らせします。

暮らしのサポートでエコロ共済のケア対応をしている福祉団体は地域でたすけあいの輪を拡げ、福祉を実践しています。また、生活クラブ共済ハグくみのケアサービスにも対応しています。エコロ共済の適用範囲を超えたサービスについてもご相談ください。



ワーカーズコレクティブ 暮らしの支援 あひるポート

門真・平野ブロック担当

大阪市都島区都島北通 2-10-10 TEL 070-1779-8399



あひるポート
LINE 公式アカウント



@OKAERIBINGU
おかえりびんぐ
Instagram

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活の中で手助けしてほしいことをお願いしあえる「地域で支え合う仕組み」のひとつになるよう 2002 年から、「暮らしの支援事業」を始めました。一緒に活動できる仲間も募集中です。

“依頼の内容の例”

- ・ 普段のお掃除 ・ 普段できない所のお掃除やお片付け
- ・ 通院の付き添い ・ ごちそうじゃない普段の食事作り
- ・ 産前産後や病気、ケガ時の買い物やその他の用事
- ・ ご用を済ませる間の託児、保育園の送迎

などがあります。ご相談ください。

利用料：平日 2000 円/時、平日時間外・休日時間内 2500 円/時
休日時間外 3000 円/時
市外の方は+交通費 300 円



おかえりびんぐ



(毎週木曜日 10 時～15 時)

あひるポートが運営する居場所。多世代が一緒に過ごすリビングのような居場所をめざしています。第 2 木曜は誰でも楽しめる軽スポーツの“ミニらいとモルック”、第 3 木曜午前は簡単な手芸、第 4 木曜午後は歌の会をやっています。どなたでも気軽にお越しください。

住所：鶴見区鶴見 4-12-4
鶴見小学校正門前を西に向かって 50m ほど

香里ブロック 担当

大阪高齢者生活協同組合(あんしんサポートおたすけ隊)

私たちは、1997年に「大阪高齢者協同組合」として設立し、2000年に消費生活協同組合法人の認可を受けました。①福祉 ②仕事 ③生きがい の3つを柱として活動をしています。

福祉では、介護保険制度の訪問介護・通所介護・居宅介護支援・生活援助訪問(生活支援員養成研修も委託)・地域包括支援センター(枚方市からの委託)などを行っています。また、障害者総合支援では、居宅介護・同行援護・重度訪問介護・移動支援など。また、生協の組合員グループで介護予防の拠点事業として、街かどデイハウスを、御殿山と高田で行っています。また、2020年度から、枚方市の「生き生きマイレージ」事務局の委託事業が始まり、ボランティア養成、現任者の



デイサービスで太鼓の披露

研修、ボランティアと施設とのマッチング事業も始まりました。「元気な高齢者はもっと元気に」「寝たきりにならない、しない」「ひとりぼっちの高齢者をなくそう」「支えられる存在から社会を支える存在に」をスローガンに事業・活動を行っています。

〒573-1183 枚方市渚南町 26-5-201

☎ 072-898-0501 FAX 072-898-0502

ほっとステーション御殿山 (月～金 祝日除く)



千里・茨木ブロック担当
NPO法人 **ほほえみケア**

〒569-0854 高槻市西町 18-22
携帯1： 080-8346-5363
携帯2： 080-1496-0374

旧千里山生協の組合員同士の長年の“助け合い活動”の中から 2009 年ワーカーズほほえみケアの会として発足。法人格を取得することで事業の幅を拡げ、若い世代も呼び込もうと 2016 年 11 月に NPO 法人ほほえみケアを設立。

在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して地域に根ざし、会員が持てる技術や能力を発揮しながら、生活全般にわたり様々な支援を行っています。活動エリアは、豊中市・吹田市・摂津市・高槻市・茨木市。一緒に活動してくれる仲間も随時募集中です♪



お困りのことがあれば
お気軽にご相談ください

豊能ブロック担当

〒562-0015 箕面市稲 5 丁目 10-2-102
☎ 072-786-9042

高齢者サポートみのおステーション

高齢や体の不自由な方、病気で子供の世話ができない等、ちょっとした困りごとを手伝ってもらえれば助かる…。そんな生活サポートが出来ればと自費の訪問サービスを立ち上げて 15 年目を迎えます。

当時半分ボランティア位の単価でのスタート。単価設定は中途半端で、経費の事やサポート員の発掘・育成を考えると、一時は事業の継続は断念？という時期もありました。生活クラブのエッコロ共済協力団体に参加させていただいた、毎月の協力金は本当にありがたい収入でした。その後介護保険事業をスタートさせ、事業を安定させることで就労の機会を増やし、結果サービスの継続につながったと思っています。

地域で暮らし続けたいという要望に応じていくために、その人らしい生き方に寄り添い、また専門職ならではのサービスも適宜提供していく。これから益々需要の多いサービスになっていきます。

○元気であれば出来ることは一杯。短い時間でも必要な人には貴重な時間。登録してください。

○人材育成→資格を取りたい方には受講料の一部支援。

○事業を展開することで、利益が場所作りの必要経費となる⇒お茶会・研修・趣味の会等自由な発想で。

○無理をしない、他人の力を借りることに慣れる⇒サービス利用につながる。

○事業所同士の連携と協力体制を築く⇒色んな発想を出し合える。

今後も安心・安定のサービスを展開していけるよう努力していきます。

高齢者サポートみのおステーション 前田、山本他スタッフ一同

第1条 (目的) 生活クラブ生活協同組合大阪エコロ共済(以下、エコロ共済という)は、生活クラブ生活協同組合大阪(以下、生協という)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

第2条 (活動内容) 生協は、加入者から掛金を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 組合員活動保障

- (1) 配達当日の共同購入品の破損、汚損、盗難
- (2) 活動中に加入者及び同居家族が不慮の事故により入院・通院したとき
- (3) 活動中に加入者及び同居家族の責任で対人対物事故により賠償責任が生じたとき
- (4) 活動費、運営費の盗難
- (5) 活動に伴う託児費用の保障
- (6) 活動に伴う延長保育費の保障
- (7) 活動に伴う介護・見守り等のケアを必要とする家族のケア費用に関する保障
- (8) 出産祝い・小学校入学祝い・節目祝い
- (9) 健康診断に伴う保障
- (10) ケア者保険(ケア者本人に対する対人対物賠償、傷害保険)

2. 暮らしのたすけあい

暮らしの中のたすけあいは、地域の福祉組織と連携する暮らしのサポートと日常のたすけあい(お互いさまのたすけあい)の2本立てとします。

利用者は、加入者と同居家族とします。

(1) 暮らしのサポート

専門性とケア体制をもった地域の福祉組織による支援です。

サポートの内容、条件等については第19条に基づき、生協と地域の福祉組織が結ぶ委託契約によって定めます。

(2) 日常的なたすけあい

依頼者がケア者を探す日常的な範囲でのたすけあいです。

ケア者の条件は、別に定める細則によります。

3. エッコロサークル、エコロ講座

地域での人と人の交流を図ることを目的とします。内容、条件、運用方法については別に理事会で定めます。

4. 子育て支援事業

子育てひろばの立ち上げと会場代等の運営にかかる費用の補てん

5. リーディングサービス

視覚障がいを持つ方、見えづらい方を対象にした読み上げを行う活動に対する保障

(1) リーディングサービス CD の給付

(2) リーディングサービス音訳協力者への給付

6. 理事会において、エコロ共済の目的に沿い、エコロ共済を広げるための活動として個別に認められた活動に関わる費用の補てん

7. エッコロ共済助成金

生協で行われるたすけあい活動をはじめとした地域福祉の活性化のために行われる活動に活用します。

運用については別に定める規定に基づいて行うこととします。

第3条 (掛金) 掛金100円を第2条に定める事業に充当します。

第4条 (エコロ共済の管理・運営) エッコロ共済の自律的かつ円滑な運営をエコロ委員会が担います。

第5条 (議決事項) エッコロ委員会は、生協の総代会、理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

(1) エッコロ共済事由発生時の処理に関する事項

(2) エッコロ共済制度内容の検討に関する事項

(3) エッコロ共済事業案の策定に関する事項

(4) その他エコロ共済運営上必要とされる事項

- 第6条 (加入者の範囲) 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは消費材の購入をしている生協の組合員とします。
- 第7条 (加入手続き) 生協に申請し、生協の受理をもってします。
- 第8条 (掛金及び払い込み方法) 掛金は月額100円とし、生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。
2. 掛金の払い込み方法は、別に定める細則によります。
- 第9条 (効力の開始) 効力の開始は、申し込みが受理された日よりとします。
- 第10条 (給付金の受取人) 給付金の受取人は、加入者本人及びケア者とします。
- 第11条 (契約期間) 契約期間は3月21日より翌年3月20日までとし、期間中の中途における解約はできないものとします。
2. 解約方法は別に定める細則によります。
- 第12条 (契約の変更) 加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届けるものとします。
- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更
- 第13条 (契約の消滅) 加入者が生協を脱退した時、または死亡した時消滅します。
- 第14条 (事由発生の報告) 加入者またはその家族は事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。
- 第15条 (給付金の支払い請求) 給付金の受取人は事由が発生したときは、速やかに支払い請求書と細則に定める添付資料を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。
- 第16条 (給付金の支払い) 給付金は事由内容を規約及び細則にそって行い、検討が必要な場合はエコロ委員会が審査し、生協が支払うものとします。
- 第17条 (時効) 給付金の受取人が給付金の請求手続きを事由発生から1年怠ったとき、生協は給付金の支払いの義務を免れます。
- 第18条 (調整) 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じた時はエコロ委員会において調整するものとします。
- 第19条 (業務委託) 生協はエコロ共済活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。
- 第20条 (個人情報保護) エコロ共済に関わる生協が取得する個人情報は生協が定める個人情報の保護に関する規則に沿って適正に取り扱うものとします。
- 第21条 (細則) 生協はこの規約に定めるもののほか、エコロ共済活動の手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。
- 第22条 (附則) この規約は、2009年9月21日から施行するものとします。
2. この規約の改廃は、総代会において行うものとします。
3. この規約は2015年6月8日に改正されました。
4. この規約は2017年6月5日に改正され、2017年7月21日から施行されました。
5. この規約は2018年6月11日に改正され、2018年7月21日から施行されました。
6. この規約は2020年6月15日に改正され、2020年7月21日から施行されました。
7. この改定規約は2025年7月21日から施行されるものとします。

16 生活クラブ生活協同組合大阪 エッコロ共済細則

第1条 (総則) エッコロ共済規約(以下 規約という) 第20条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

第2条 (家族の定義) 規約に規定する「家族」とは同居する親・子・配偶者・祖父母・孫と別居の親・子・配偶者とします。

第3条 (不慮の事故の定義) 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい外因による事故の範囲は以下のとおりとします。

- (1) 交通事故 不慮の中毒 不慮の墜落
- (2) 天災 火災及び火焰による不慮の事故
- (3) 不慮の溺没
- (4) 不慮の打撲
- (5) その他エコロ委員会が特に認めたもの

第4条 (入院の定義) 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要である時とします。

2. 病院とは、医師法に定める病院又は診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は、病院に準ずるものとします。
3. 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。
4. 同一病気、同一事故に起因する入院は、入退院を繰り返しても1事由とします。

第5条 (契約期間をまたがる事由の取扱い) 事由が期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

第6条 (組合員活動の定義) 規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大活動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・集会、イベント、共同購入品の授受及び集金・支払い活動などとし、組合員に同行している家族も含まれます。

また、留守番をしている小学校低学年児童(小学2年生まで)を含みます。

第7条 (掛金の払い込み方法) 規約第8条の掛金の払い込み方法は、毎月度の共同購入代金の支払いと同一の方法で払い込むものとします。

第8条 (解約方法) 規約第11条の2で規定する解約方法は、所定の脱退届けを翌年の2月末までに提出することとします。

2. 脱退を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。

第9条 (保障内容) 規約第2条に規定する「契約期間中に発生した各事由に対する保障内容」及び規約第15条に規定する「支払い請求に必要な提出書類」は、別に作成する『エコロ共済ガイドブック』のとおりとします。

第10条 (ケア及びケア者の定義) 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護を含めないものとします。日常的なたすけあいを行うケア者は、エコロ加入者とします。

2. ケアの運用については、別に作成する『エコロ共済ガイドブック』をもって行うこととします。

第11条 (雑則) この細則に定めるものの他、制度の執行に必要な事項は理事会の議決を経て行うものとします。

第12条 (附則) この細則は、2009年9月21日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は、生協の理事会において行うものとします。
3. この細則は2015年に改正されました。
4. この改正細則は、2017年3月21日から施行するものとします。

17 助成金運営管理規定

- 第1条 (目的) 助成金は、生活クラブ生活協同組合大阪で行われるたすけあい活動を優先的に支援するとともに、その他、団体が行う福祉に関わる活動を経済的に支援するしくみとしてエコロ共済の中に設置する。
- 第2条 (運営) 助成金の運営はエコロ委員会が担うものとする。
- 第3条 (委員会の検討事項) 運営にあたるエコロ委員会は、下記の事項を検討し、理事会に提案することとする。
- ① 助成金の運営スケジュール
 - ② 各年度の助成金予算概要
 - ③ 募集要項内容および募集方法
 - ④ 審査会の構成および審査方法
- 第4条 (審査会) 審査会は適正な助成を図るためにエコロ委員会の下に設置する。その構成メンバーは、エコロ委員会メンバーに加えて、常任理事および理事若干名で構成する。
- 第5条 (監査) 事業の適正な運営を監査するために、監事がこれにあたる。
- 第6条 (事業) 事業年度は毎年3月21日に始まり、翌年3月20日に終了する
- 第7条 (事業計画および収支予算) 事業計画および収支予算書類はエコロ委員会が作成し理事会に提案することとする。
- 第8条 (事業報告および収支決算) 事業報告および収支決算書類はエコロ委員会が作成し、監事の意見を付して、理事会に提案することとする。
- 第9条 (助成金事業広報義務) 助成を受けた対象者は、助成金によって行われる事業であることを組合員に知らせるとともに、該当する事業年度終了の結果報告についても同様に行うものとする。
- 第10条 (規定の改廃) この規定の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとする。
- 第11条 (雑則) この規定に定めるものの他、必要な事項については理事会の議決による。
- 第12条 (附則) この規定は、2009年9月21日から施行する。
2. この規定は2015年に改正された。
 3. この改正規定は、2017年3月21日から施行する。

生活クラブの福祉・たすけあい8原則

さまざまな社会不安の中にあっても、生活クラブは誰でもどこでも安心して暮らせるしくみづくりに取り組んでいます。「生活クラブの福祉・たすけあい8原則」はそのしくみづくりの指針です。

1. 多様性

一人ひとりがちがいを認めあいながら、対等につながり、よろこびを分かち合える社会をめざします。



2. 尊厳の尊重

生まれた時から最期の一日まで、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域をつくりま



3. 参加型社会

子育て、介護、社会的孤立を地域全体の課題と考え、お互いにたすけあう参加型のしくみをつくりま



4. 働きがいのある人間らしい仕事

生活と仕事が調和し、社会を豊かにする多様な働き方・働く場をつくりま



5. 居場所づくり・役割づくり

あらゆる人が、心おだやかに楽しく過ごせる居場所づくり・役割づくりをすすめま



6. 子育て支援

子どもが笑顔で暮らせるように、地域全体で、子ども支援・親支援に取り組ま



7. 介護支援

介護する人・受ける人がどちらも、安心して毎日を過ごせるようサポートしま



8. 社会的孤立への支援

貧困と孤立を見過ごさず、寄り添い、伴走することで自立を後押ししま



発行：2026年4月

編集責任：生活クラブ生協大阪 エッコロ委員会